

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成30年6月11日提出
【発行者名】	シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 水嶋 浩雅
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
【事務連絡者氏名】	山口 節一
【電話番号】	03-5208-5211
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	J P X日経400ベア2倍上場投信（ダブルインバース）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年 5月18日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において、申込単位の変更に伴う記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、投資信託約款の新旧対照表を添付するとともに本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（6）【申込単位】

<訂正前>

2万口以上1万口単位とします。

詳しくは、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

<訂正後>

5千口以上1千口単位とします。

詳しくは、販売会社または「（8）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) 申込方法

- ・販売会社は、平成27年8月24日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

<訂正後>

(1) 申込方法

- ・販売会社は、平成27年8月24日以降、分割される受益権を、取得申込日の午後1時半までに取得申込みをした取得申込者に対し、最低取得申込口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める申込上限口数の範囲内の口数で委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって取得の申込を受付けることができるものとします。なお、午後1時半以降の取得申込については翌営業日の取得申込として受付けることができます。
（ ）委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：
最低取得申込口数（5千口）以上1千口単位
- ・当ファンドは、東京証券取引所に上場しております。委託会社は、当該金融商品取引所が定める諸規則などを遵守し、当該金融商品取引所が諸規則などに基づいて行う売買取引の停止または上場廃止その他の措置に従うものとします。

<訂正前>

(7) 申込単位

2万口以上で販売会社が定める単位

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 <シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社> ホームページアドレス： http://www.simplexasset.com/ 電話番号：03-5208-5211 (9:00-17:00 土、日、祝日は除く)
--

<訂正後>

(7) 申込単位

5千口以上1千口単位

詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
<シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社>
ホームページアドレス：http://www.simplexasset.com/
電話番号：03-5208-5211
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(1) 受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（2万口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位をもって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

<訂正後>

(1) 受益権の解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低口数（5千口）以上かつ委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位（ ）をもって、原則として毎営業日午後1時半までに、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

（ ）委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位：
最低口数（5千口）以上1千口単位

<訂正前>

(9) 解約単位

2万口以上で委託会社が別に定める解約請求上限口数の範囲内の口数で、委託会社の指定する販売会社がそれぞれ委託会社の承認を得て定める単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

<訂正後>

(9) 解約単位

5千口以上1千口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。